

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	高松市

## 高松市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高松市 創造都市推進局 農林水産課  
所在地 高松市番町一丁目 8 番 1 5 号  
電話番号 0 8 7 - 8 3 9 - 2 4 2 2  
FAX番号 0 8 7 - 8 3 9 - 2 4 2 3  
メールアドレス nousui@city.takamatsu.lg.jp

## 目次

1	対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	1
2	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	1
	(1) 被害の現状（令和6年度）	
	(2) 被害の傾向	
	(3) 被害の軽減目標	
	(4) 従来講じてきた被害防止対策	
	(5) 今後の取組方針	
3	対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
	(1) 対象鳥獣の捕獲体制	
	(2) その他捕獲に関する取組	
	(3) 対象鳥獣の捕獲計画	
	(4) 許可権限委譲事項	
4	防護柵の設置等に関する事項	10
	(1) 侵入防止柵の整備計画	
	(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組	
5	生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	11
6	対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	11
	(1) 関係機関等の役割	
	(2) 緊急時の連絡体制	
7	捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	12
8	捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項	13
	(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法	
	(2) 処理加工施設の取組	
	(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組	
9	被害防止施策の実施体制に関する事項	14
	(1) 協議会に関する事項	
	(2) 関係機関に関する事項	
	(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項	
	(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項	
10	その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	15

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ニホンザル（以下「サル」という。）、カワウ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ（以下「シカ」という。）、タヌキ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	香川県高松市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額、被害面積
イノシシ	水稻	295.5万円、3.05ha
	麦類	0.0万円、0.00ha
	豆類	1.7万円、0.12ha
	果樹	526.0万円、2.54ha
	野菜	252.1万円、0.84ha
	いも類	78.8万円、0.24ha
アライグマ	果樹	27.1万円、0.04ha
	野菜	10.5万円、0.03ha
ハクビシン	果樹	118.6万円、0.11ha
	野菜	9.9万円、0.02ha
サル	水稻	19.1万円、0.20ha
	果樹	56.0万円、1.31ha
	野菜	21.1万円、0.10ha
シカ	水稻	9.2万円、0.10ha
	果樹	3.6万円、0.08ha
カワウ	魚	3,134.9万円
カラス	水稻	0.2万円、0.00ha
	豆類	1.4万円、0.04ha
	果樹	143.4万円、0.50ha
	野菜	16.1万円、0.05ha
タヌキ	果樹	4.7万円、0.05ha
	野菜	2.4万円、0.01ha

※ヌートリアについては被害報告なし。

(2) 被害の傾向

本市では、遊休農地・放置竹林の増加など野生鳥獣が住みやすい環境が進み、里山、島を含む市内の山地に定着し、島しょ部を含む市内全域から、有害鳥獣の出没・被害報告が寄せられ、農作物被害は、水稻やイモ類のほか、ミカンやカキなどの果樹被害も多く報告されている。また、人の生活圏域へ侵入・拡大しているカワウ、カラスについては、他地域から飛来してくることから、被害金額が増加している。

被害傾向	
イノシシ	里山、島を含む市内の山地に定着し、鳥しょ部を含む市内全域から、出没・被害報告が寄せられている。農作物への被害は、水稻やイモ類のほか、ミカンやカキなどの果樹被害も多く報告され、令和6年度は被害金額（11,541千円）、被害面積（679a）となっている。屋島、石清尾山塊、八栗、五色台等、市街地に近い里山周辺では農作物被害のほか、農地、畦畔、法面並びに山裾の斜面の掘り起しなどがある。人家近くへの出没報告もあり、人々の生活環境にも影響が出ているほか、海から上陸して市街地に出没する事例も確認され、農作物のみならず、人身危害・交通事故等の発生も危惧される。
アライグマ	平成18年頃に市東部地域で生息が確認されてから、現在は全市域で生息が確認されており、農作物被害だけでなく、家屋への侵入など生活環境被害の情報も多く寄せられている。
ハクビシン	アライグマと同じ品目の農作物で被害が発生しており、被害金額・面積ともに増加している。生息域については、アライグマと重複している。
ヌートリア	近年、近隣市町において生息が確認されており、今後、生息域の拡大による被害の発生が危惧される。
サル	市内各所でハナレザルが確認されており、市街地においても度々出没しているほか、近年、隣接町にいる群れが高松南部（菅沢町、塩江町北部）地域に生息域を拡大し農作物被害が頻繁に発生している。また、追い払い対策が進んでいない地域等では、民家付近での目撃情報もあり、野菜等の農作物被害、住民への威嚇行為や人身被害なども発生している。
カワウ	牟礼町羽間下池や女木島、本市周辺のコロニーから飛来する群により、海域やため池での漁業被害及び生活環境被害が継続して発生している。
カラス	年間を通して農作物被害が報告されており、加えて、家庭ゴミの集積場所を荒らすほか、糞による生活環境被害も深刻化している。
シカ	令和5年度に、庵治町で初めて目撃情報が報告されて以来、市南部地域の中山間部でも生息が確認され、農作物被害も報告されている。今後、生息域及び被害の拡大が危惧される。
タヌキ	アライグマやハクビシンと同じ品目の農作物被害が発生しているほか、農業施設のビニールバンドを噛みちぎるなどの被害や溜め糞等による衛生被害も報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	軽減目標値（令和10年度）
イノシシ被害	1,154.1万円、6.79ha	905万円、6.70ha
アライグマ被害	37.6万円、0.07ha	37万円、0.04ha
ハクビシン被害	128.5万円、0.13ha	78万円、0.13ha
ヌートリア被害	0.0万円、0.00ha	0万円、0.00ha
サル被害	96.2万円、1.61ha	25万円、0.15ha
カワウ被害	3,134.9万円	1,550万円
カラス被害	161.1万円、0.59ha	30万円、0.11ha
シカ被害	12.8万円、0.18ha	0万円、0.00ha
タヌキ被害	7.1万円、0.06ha	2万円、0.03ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

ア 捕獲に関する取組

従来講じてきた被害防止対策	
イノシシ シカ サル	<p>猟友会に捕獲箱設置を依頼するほか、捕獲奨励金を交付した（市）。農家等に狩猟免許取得を推進し、捕獲体制の充実を図った（市鳥獣対策協議会）。</p> <p>市街地へ出没した鳥獣の緊急的な捕獲については、鳥獣被害対策実施隊が対応するよう体制を整備した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■イノシシ用捕獲箱檻導入事業（県単）</li> <li>■イノシシ等被害防止対策事業（国補）</li> <li>■狩猟免許申請手数料補助金（県単）</li> </ul>
カワウ	<p>猟友会と連携し、継続的にコロニーでの捕獲を実施した（市鳥獣対策協議会）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■カワウ捕獲事業（国補）</li> </ul>
アライグマ ハクビシン	<p>アライグマは、平成22年に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という）に基づく「アライグマ・ヌートリア防除実施計画」を策定し、防除従事者の養成のほか、箱わな等の整備など、計画的防除（捕獲・処分）を行った。ハクビシンは、有害鳥獣捕獲により対応している。共に個体の処分にあたり費用の一部を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■アライグマ・ヌートリア等用箱わな導入事業（市単）</li> <li>■アライグマ・ヌートリア等防除支援事業（県単）</li> </ul>
カラス	<p>果樹生産団体が猟友会に委託して行う捕獲に対し助成を行った（市単）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■園芸産地育成強化推進事業（市単）</li> </ul>

■イノシシ用捕獲箱檻導入事業 (単位：基、台、円)

年度	箱わな	センサーカメラ	事業費
R 4	10	0	461,780
R 5	10	0	460,900
R 6	10	3	599,995

■イノシシ等被害防止対策事業 (単位：頭、円)

年度	イノシシ	サル	シカ	奨励金 (うち国費)
R 4	1,936	5	16	18,510,000 (12,210,000)
R 5	1,264	0	12	15,160,000 (8,015,000)
R 6	1,696	6	13	18,866,000 (10,751,000)

注) 上記数字は、イノシシ等捕獲奨励金の交付頭数。

■狩猟免許申請手数料補助金 (単位：人、円)

年度	狩猟免許新規取得者数	助成金額
R 4	33	126,750
R 5	33	123,825
R 6	31	117,975

■カワウ捕獲事業 (単位：羽、円)

年度	実施場所	捕獲羽数	事業費
R 4	羽間下池	184	162,800
R 5	女木島・羽間下池	277	418,550
R 6	女木島・羽間下池	319	627,000

■アライグマ箱わな導入事業 (単位：基、円)

年度	箱わな導入数	事業費
R 4	4	83,600
R 5	0	—
R 6	0	—

※R 5～R 6実績なし。

■アライグマ・ヌートリア等防除支援事業

(単位：頭、円)

年度	アライグマ捕獲数	ハクビシン捕獲数	事業費
R 4	33	24	171,000
R 5	95	14	210,000
R 6	64	27	273,000

課題	
イノシシ	<p>猟友会を通じて捕獲を積極的に捕獲することで、個体数の減少に努めている。また、銃猟免許の主な所持者は高齢化しているものの、新たに狩猟免許の取得を推進することで、猟免許所持者数は概ね維持している。</p> <p>一方、農家等のわな狩猟免許所持者は、世代交代が進んでおり、新規取得者は捕獲活動に参加しているものの活動範囲が限定されている。イノシシの個体数の減少を図るには、狩猟免許所持者の確保と、充実した捕獲機材の配置が必要である。</p>
カワウ	<p>銃猟による駆除やさし網による侵入防止対策を実施しているが、個体数の大幅な減少には至っていない。行動範囲が広いため広域的な取組が必要である。</p>
アライグマ	<p>外来生物法に基づく計画的防除を実施していくためには、引き続き防除従事者を養成するなど、防除体制の強化を図る必要がある。アライグマかハクビシンかの被害特定が難しく、また、ネコやイタチなどの動物が誤って捕獲されやすく、捕獲効果が表れにくい。</p>
カラス	<p>銃猟駆除は捕獲区域が限定されるため、効果的な捕獲には警察等の関係機関と十分協議が必要である。</p>
タヌキ	<p>被害は比較的少ないが、糞害等があり、今後被害が拡大すれば対策を検討する必要がある。</p>

イ 防護柵の設置等に関する取組

従来講じてきた被害防止対策	
防護柵等設置	<p>市内全域の農家を対象に、農協が実施している助成制度を活用し、補助金を交付し防護柵の設置を推進（市単・県単）。集落単位で侵入防護柵の設置を推進（市鳥獣対策協議会）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■鳥獣被害防止対策事業（市単・県単）</li> <li>■鳥獣被害防止総合対策事業（国補）</li> <li>■獣害に強い市街地づくり支援事業（県単）</li> </ul>
環境整備	<p>イノシシ等の野生鳥獣が近づかない環境づくりとして、集落単位で取り組む獣害対策について講習会を実施した。</p>

■鳥獣被害防止対策事業

(単位：箇所、円)

年度	電気柵	ネット・トタン柵	ワイヤーメッシュ	補助金額
R 4	14	2	11	450,000
R 5	9	1	17	632,000
R 6	9	1	29	908,000

※補助額は防護柵等の資材購入費の4分の1（上限2万5千円）

■鳥獣被害防止総合対策事業

(単位：箇所、m、円)

年度	箇所	総延長	事業費
R 4	2	1,900	2,422,385
R 5	0	—	—
R 6	2	3,416	4,411,748

■獣害に強い市街地づくり支援事業

(単位：集落、m、円)

年度	集落数	総延長	事業費
R 4	0	—	—
R 5	0	—	—
R 6	0	—	—

課題

集落単位での取組については、一定の効果をあげているものの、住民の高齢化に伴い、設置後の管理が不十分となり、被害が再発する場合もあるので、維持管理の徹底・指導が不可欠である。

また、侵入防護柵の設置当初に効果的な設置手法並びに、維持管理方法についての講習を行うとともに、侵入防護柵周辺での緩衝帯の整備を積極的に推進する必要がある。

ウ 生息環境管理その他の取組

従来講じてきた被害防止対策

緩衝帯の設置については、侵入防護柵管理者に対し侵入防止効果を高めるため周辺の草刈りを依頼している。

放任果樹園等についても、農業委員会を通じて所有者に伐採又は管理を働きかけている。

課題

緩衝帯の設置や放任果樹園の伐採については人手が必要であり、農業従事者の高齢化に伴い、維持管理が困難になっている。

### (5) 今後の取組方針

被害防止対策は、捕獲・防護・環境整備を合わせて行うことにより効果が高くなる。

捕獲については、狩猟免許所持者の確保による捕獲体制の充実を図るほか、くくりわなより安全な箱わなの増設及びより被害防止効果の高い成獣の捕獲を奨励し、地域ぐるみで効率的な捕獲を推進する。

防護については、被害防止の基本であることから、集落単位で行う侵入防護柵整備を進め、侵入防護柵の設置を希望する農家の要望に対応できるよう助成枠の確保を図るとともに、効果的な防護に取り組む。

環境整備については、必要に応じて侵入防護柵周辺の緩衝帯の設置に努めるほか、侵入防護柵の適正な管理や放任果樹等の除去などについての講習会を集落単位で開催し、野生鳥獣が近づかない集落環境づくりを推進する。

## 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ、 サル、 シカ、 ハクビシン、 タヌキ、 カワウ、 カラス	有害鳥獣捕獲については、香川県猟友会各地区会員等に許可し、銃器・わなによる捕獲を実施する。また、箱わなを各地区に配備し、地元農家等の被害報告に迅速に対応し、被害が抑制できるよう継続的な捕獲を推進する。 対象獣がイノシシ、シカ等の大型獣及びサルの捕獲を実施する際、散弾銃で仕留められない距離等、地理的条件からライフル銃（特定ライフル銃）以外の手段では捕獲を実施できない場合に限りその使用を許可する。
アライグマ、 ヌートリア	有害鳥獣捕獲により、箱わなで防除を実施するほか、外来生物法に基づく防除従事者を養成し、年間を通じて計画的防除を実施する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 8	イノシシ サル シカ アライグマ ハクビシン タヌキ カワウ カラス ヌートリア	イノシシについては、猟友会等による有害鳥獣捕獲のほか、市街地への出没件数が多いエリアを特定し、周辺地域に於いて捕獲隊による集中捕獲を実施するなど、積極的な捕獲に取り組む。また、市街地等での出没については、猟友会会員等、香川県警と連携し、市職員や市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という）が捕獲・警戒に当たる。 さらに、有害鳥獣対策に従事できる狩猟免許取得者を育成するため、初心者狩猟講習会受講料に対する補助を行うとともに、新規狩猟免許取得者に対しては、捕獲技術講習会を開催し捕獲技術の向上に努める。
R 9	同上	同上
R 10	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	「香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画」に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に、被害状況等を考慮して設定する。
サル	「香川県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画」に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に、被害状況等を考慮して設定する。
シカ	「香川県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」に即し、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に、被害状況等を考慮して設定する。
アライグマ ハクビシン タヌキ	市内各所での生息、農業被害や生活環境被害が確認されていることから、近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に、被害状況等を考慮して設定する。
カワウ	コロニーの拡散に留意しつつ、生息数の変動を考慮して設定する。
カラス	近年の有害鳥獣捕獲で捕獲した頭数を基準に、被害状況等を考慮して設定する。
ヌートリア	市内で生息が確認されていないが、県内の島しょ部で生息し、近年近隣市町でも生息が確認され、農業被害も報告されていることから、市内で発見されたときは必要数捕獲する。

ア 計画捕獲数

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
サル	20頭	20頭	20頭
シカ	30頭	30頭	30頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
カワウ	300羽	300羽	300羽
カラス	600羽	600羽	600羽

イ 取り組み内容

捕獲等の取組内容	
イノシシ	<p>「香川県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、「実施隊」及び猟友会等による有害鳥獣捕獲のほか、市街地への出没件数が多いエリアを特定し、地区猟友会等が主体となった捕獲隊を結成し集中捕獲を行う。加えて、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、積極的な捕獲に取り組む。</p> <p>「鳥獣被害防止総合対策事業（国補）」時に防護柵と共に導入するセンサーカメラや見廻りの軽減等を目的とした、ほかパトなどのICT技術を積極的に活用し、生息状況を確認しながら一体的に効率よく捕獲を行う。</p> <p>海上から上陸して市街地に出没するイノシシにも警戒するべく、漁業関係者に情報提供を呼びかけ、必要に応じて緊急捕獲を行う。</p>
サル	<p>隣接町の群れが生息域を拡大している市南部地域で、実施隊及び猟友会等による有害鳥獣捕獲のほか、捕獲隊や隣接町との出没・被害情報の共有による地域ぐるみの効率的な捕獲に取り組む。</p> <p>また、単体で市街地や郊外各所に出没するハナレザルには、随時追い払いを実施する。</p>
シカ	<p>出没情報のある市内南部地域を中心に、実施隊及び猟友会等による有害鳥獣捕獲を行うとともに、シカの生息域拡大に伴う林業への被害、またシカの生息域の拡大を未然に防止するため情報収集に努める。</p>
アライグマ ハクビシン ヌートリア	<p>アライグマ、ヌートリアは特定外来生物であることから、箱わなを活用した捕獲を実施し、地域から可能な限り個体を排除する。また、ハクビシンは実施隊及び猟友会等による年間を通じた有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>ヌートリアについては、県や近隣の市町と連携して目撃等の情報収集に努め、高松市域に生息していることが確認されたときは、直ちに捕獲対応をする。</p>
タヌキ	<p>有害鳥獣捕獲等により被害の発生している地域を中心に捕獲を実施する。</p>
カワウ カラス	<p>被害等の状況に基づき、銃器や捕獲箱等による捕獲を実施する。</p>

ウ ライフル銃による捕獲の実施

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ライフル銃（特定ライフル銃）による捕獲は、次のような場合に行う。</p> <p>（ア）対象獣がイノシシ、シカ等の大型獣及びサルであること。</p> <p>（イ）イノシシ、シカ、サルの捕獲を実施する際、散弾銃で仕留められない距離等、地理的条件からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。</p> <p>（ウ）人身被害の発生の可能性があるときなどの緊急時において、ライフル銃以外では従事者の安全が確保できない場合であること。</p> <p>（エ）ライフル銃等の使用にあたっては、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保すること。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ サル シカ	ワイヤーメッシュ柵等 (複合柵を含む) 13,000m	ワイヤーメッシュ柵等 (複合柵を含む) 5,000m	ワイヤーメッシュ柵等 (複合柵を含む) 5,000m

(2) 侵入防護柵の管理等に関する取組

降雨による土壌の流出や倒木等により侵入防護柵（以下「柵」という。）が破損又は倒壊しやすくなったり、イノシシが柵の下部を掘り返し、柵をめぐりあげることがあるため、こういった不安定な状態で放置してしまうと、イノシシ等が農地に侵入しやすくなる。

対策として、柵の周囲に管理道を設置することや、定期的に柵の周囲の草刈りを実施するとともに柵周辺での緩衝帯の設置の必要性について、管理者に説明するなどして維持管理の徹底を図る。

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ サル シカ	設置完了箇所現地調査及び適正管理指導10か所実施	設置完了箇所現地調査及び適正管理指導10か所実施	設置完了箇所現地調査及び適正管理指導10か所実施
	維持管理説明会年3回実施	維持管理説明会年3回実施	維持管理説明会年3回実施

## 5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R8	イノシシ サル シカ アライグマ ハクビシン タヌキ カワウ カラス ヌートリア	必要に応じて、農地と山林の境に緩衝帯を設けるなどの周辺環境整備、餌を残さない農地の管理、追い払い活動、鳥獣からの被害防止知識の普及活動及び広報誌や電子媒体等を通じて野生鳥獣の習性を理解してもらえよう、啓発活動を実施する。また、令和5年度以降、集落で侵入防護柵を設置した地区について、柵の維持管理の状況を調査し、適切に維持管理ができているか確認を行った後に、適正管理について指導し、継続可能な地域ぐるみの被害防止活動を推進する。
R9	同上	同上
R10	同上	同上

## 6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

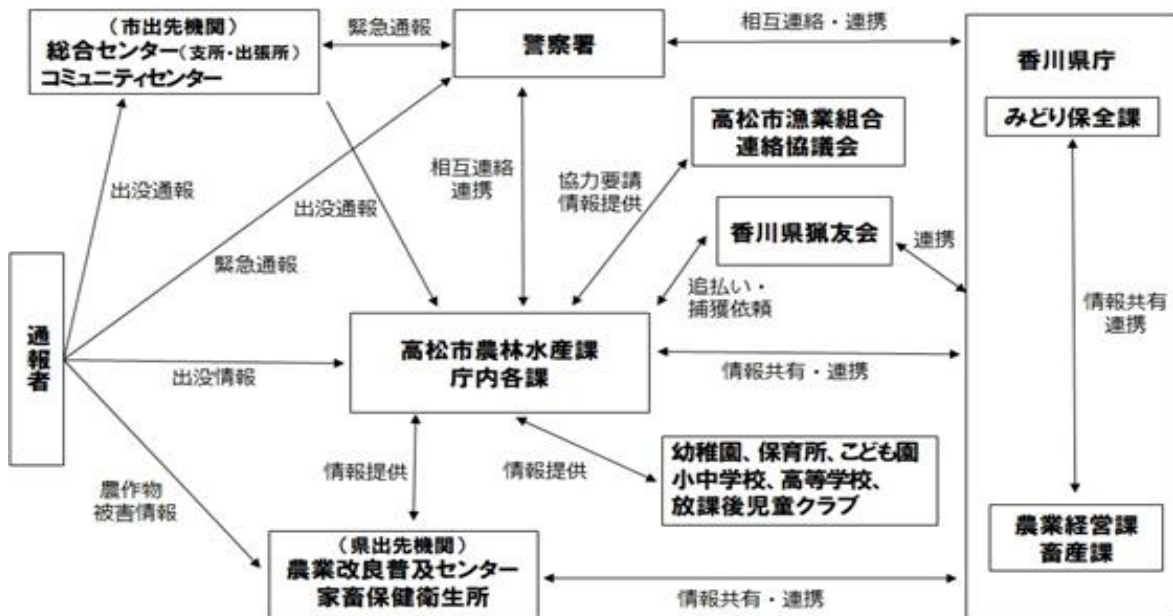
### (1)関係機関等の役割

本市においては、イノシシが、屋島、石清尾山塊、八栗、五色台等、市街地に近い里山で繁殖しているほか、海からの上陸により、市街地にも出没しており、人々の生活環境への影響が出ている。また、アライグマ、ハクビシンについても、生息域が中心市街地に近づいていることから、高松市鳥獣対策協議会の助言を聞くとともに、高松市市街地におけるイノシシ等対策連絡会等関係機関との綿密な連携を図りながら人身被害等を未然に防止する。

関係機関等の名称	役割
総合センター（支所・出張所）	情報提供（市民からの相談受付・注意喚起）
コミュニティセンター	情報提供（市民への注意喚起）
香川県猟友会	銃器等を用いた捕獲に直接携わる立場から、捕獲活動や対策への助言・指導を行うとともに、県主催のイノシシ捕獲及び保定技術向上研修会の積極的な参加により、安全管理に努める。
高松市漁業組合連絡協議会	海を泳ぐイノシシの情報提供、海上での捕獲支援

香川県みどり保全課	出没情報の集約、情報共有、鳥獣捕獲等の許可・指導
香川県農業経営課	農作物の被害防止対策
香川県東讃農業改良普及センター	農作物の被害防止対策
香川県畜産課	情報提供（家畜伝染病予防）
香川県東部家畜保健衛生所	麻酔薬の処方
香川県警察	周辺住民への周知、警戒・指示並びに警察官職務執行法第4条第1項の規定に基づき、駆除命令の発動の有無を判断
高松市少年育成センター	情報提供（小中高校への注意喚起）
高松市こども保育教育課	情報提供（幼稚園・保育所・こども園への注意喚起）
高松市子育て支援課	情報提供（放課後児童クラブへの注意喚起）
高松市農林水産課	現地確認及び関係機関からの情報収集に努め、市街地に出没した場合の追い払い等、市民への情報提供を行い、被害の未然防止を図る。必要に応じ報道発表を行う。

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、捕獲した者が責任を持って現場での埋設若しくは、焼却場への持込みを行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	商品として多く流通しない理由として、地域に食肉として食べる習慣がないことや、販売ルートが整っていないことが課題であるため、ジビエのレシピ集の作成やジビエ料理教室の支援、各種イベントにおけるジビエ料理の販売等を通じ、ジビエの利用についての普及に努めるとともに、狩猟者に対しては、安全なジビエを流通させるための法令等について、調査、研究する。
ペットフード	現在、商品として流通が少ないため、今後は有効活用について調査、検討する。
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

現在、食品衛生法に基づく、野生鳥獣肉の食肉処理業の営業許可を受けた、民設による獣肉加工施設が市内に5か所存在しており、今後、加工施設設置者との情報交換を行うとともに高松市鳥獣被害防止対策協議会等の意見を聞きながら、全市的な広がりを見守りつつ、地域資源である捕獲鳥獣の有効活用について普及啓発を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲した鳥獣の有効利用のため、県が実施している狩猟免許取得者の解体技術の向上、食品としての安全性の確保のほか、捕獲から流通に関わる関係者の連携を図り、ジビエの安定供給等に関する研修会等を通じ近隣市町とともに人材育成に努める。

さらに、ジビエの需要喚起に向け、近隣市町の状況等について情報収集・連携に努め、地域資源としての活用促進方法について調査・検討する。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

ア 協議会

協議会の名称	高松市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
高松市農業振興協議会	被害調査、事業推進
香川県農業協同組合	被害調査、事業推進
香川県農業共済組合	被害調査、事業推進
水産業関係者代表	被害調査、事業推進
塩江町森林組合	被害調査、事業推進
香川県猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施
集落の代表者	被害調査、集落への普及啓発
香川県東讃農業改良普及センター	技術的な助言・指導
高松市農林水産課	事務局

イ 連絡会

連絡会の名称	高松市市街地におけるイノシシ等対策連絡会
構成機関の名称	役割
香川県みどり保全課	出没情報の集約、情報提供
香川県警察本部 生活安全企画課	各警察署の出没情報の集約、情報提供
高松北警察署 生活安全課	出没情報の集約、情報提供
高松北警察署 地域第一課	〃
香川県猟友会	鳥獣被害対策（捕獲）実施・助言
高松市漁業組合連絡協議会	海を泳ぐイノシシの情報提供、海上での捕獲支援
高松市子育て支援課	情報提供（放課後児童クラブへの注意喚起）
高松市こども保育教育課	情報提供（幼稚園・保育所・こども園への注意喚起）
高松市少年育成センター	情報提供（小中高校への注意喚起）
高松市農林水産課	事務局

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
香川県農業試験場病虫害防除所	鳥獣害対策の調査及び情報提供
香川県みどり保全課	野生鳥獣の生息状況の調査・有害駆除についてのアドバイザー

### (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するため、平成27年度に鳥獣被害対策実施隊を設置した。

実施隊は、市職員、市域を管轄する香川県猟友会会員のうち被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で地区会長が推薦する者及び本市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者や意欲と能力を有する多様な人材で構成する。

### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣の捕獲等を担う狩猟免許取得者の高齢化が進んでいることから、捕獲等にかかる労力の削減のため「高松市スマート農業推進事業」等を活用し、センサーカメラ等の導入を今後も積極的に促す。

海上から上陸するイノシシ対策としては、屋島や女木島、男木島で増殖したイノシシが海を渡って市街地に上陸する可能性が高いことから、当該地区において、「獣害に強い市街地づくり支援事業」等を活用し集中的な捕獲を積極的に実施する。

シカ及びヌートリアについて、目撃情報や被害の発生状況から被害拡大の恐れがある場合は早急に対応ができるよう香川県や近隣市町と情報共有等の連携を図る。

新規狩猟免許取得費用に対し補助金を交付する等、狩猟免許取得者の確保に努めるとともに、香川県等と連携し、猟友会等と新規取得者とのマッチングを進め、狩猟者の育成に努める。

## 10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

外来生物法に基づき、アライグマ・ヌートリア等防除実施計画と平行して、本計画を実施する。

イノシシ被害を未然に防止するため、ケーブルテレビ、広報たかまつ、市HP・SNS、独自の印刷物等を用いて、イノシシに出会ったときの対処方法や園地の適正な管理、被害防止施策等の告知に努め、市民の鳥獣に対する意識啓発を促す。

豚熱等家畜法定伝染病の蔓延を未然に防止するため、変死したイノシシを発見した場合は、香川県東部家畜保健衛生所への適切な情報提供に努める。

イノシシ等が市街地（住宅地）に進入した際、ドローンによる追跡の可否や費用対効果、ドローンの活用方向性等、導入に向けた課題の整理を行う。

改正鳥獣保護法（緊急銃猟制度）による緊急対応について調査・研究を行うとともに、市役所職員による「ガバメントハンター」の人材育成についても今後調査、研究を行う。